

春日大社蔵『高麗曲』（楽書のうち）紙背文書

藤原重雄

【解題】

重要文化財に指定される、いわゆる『春日楽書』のうちの一巻。奥書に「正応四年（一二九一）〈辛卯〉四月十日、於福智院書写之了、琳舜（花押）」とある。二松学舎大学二一世紀COEプログラム日本中世漢文班編『雅楽資料集』三（二〇〇八年）に表面とともに翻刻を掲載するが（一七〇～一七七頁）、改めて紹介する。史料編纂所では近年の撮影による写真帳・デジタル画像のほかに、早くに紙背文書とともに影写本『3086-2』（一九〇六年）・『3086-5』（一九二七年）が作成されており、閲覧が可能である。全十四紙九通のいずれも『鎌倉遺文』に未収。興福寺別会五師のもとにあった文書を反故として、楽譜の書写料紙とした可能性が高く、学侶による楽人支配や学侶自身の奏楽がその背景にあろう。〔第一～六紙裏〕越前国河口荘所当采算用状（弘安六年十一月日）

類似の史料に、お茶の水図書館成篋堂文庫所蔵大乘院文書『諸庄算用状引付（写）』（嘉元三年六月日）があり、翻刻が『北国庄園史料』（福井県郷土誌懇談会、一九六五年）三二二～一五頁、『鎌倉遺文』二九卷二二二六一号としてある。史料編纂所架蔵レクテグラフ〔6800-200-14〕あり。他にも弘安九年頃以降の算用帳がいくつか残る。それらと比較すると、錯簡はないが紙継目部分に若干の脱落があり、続紙をそのまま翻して料紙としたわけでもないらしい。河口荘は、康和年中に春日社一切

経転読供料所として白河院から寄進されたと伝える興福寺・春日社領荘園。難字で「壽崎」としたが、吉崎（越前国坂井郡）の初見史料か。

〔第七紙裏〕藤原兼仲書状（正応三年）十一月二十四日

〔第八紙裏〕近衛家長基者宣（正応四年）正月十一日

〔第十紙裏〕藤原兼仲書状（正応三年）六月六日

『勘仲記』の記主・藤原兼仲の自筆文書。兼仲は勸学院別当で、正応三年六月八日に左中弁から右大弁に、同年十一月二十一日に左大弁に転じている。このころの兼仲の筆跡は、東寺文書（無号之部一〇）、〔6171.62-197-1〕、〔正応二年〕十一月二十五日、尊経閣古文書纂（社寺文書・賀茂社文書、〔6171.36-9-10〕、『鎌倉遺文』二二卷一七二二一、正応二年十二月二十五日）、春日大社文書〔6171.65-20-4〕、『鎌倉遺文』二二卷一七三五二、〔正応三年〕五月十七日）、東寺百合文書（き函七、〔6171.62-196-63〕、正応三年八月三十日）などで確認できる。

〔第九紙裏〕興福寺学侶集会廻状（正応三年八月三十日）

〔第十二紙裏〕興福寺学侶集会廻請（正応四年正月五日）

〔第十三紙裏〕興福寺学侶集会廻請（同前）

〔第十四紙裏〕興福寺学侶集会廻請（正応三年七月二十五日）

別会五師性重の発給した廻請。いずれも訴訟に関わる集会への参加を要請するもの。法会の廻請ではないため、戻ってきた後に反故とされた

か。当該期の法会廻請については、林文子「鎌倉期における興福寺学衆の法会出仕―『故廻請之写』をめぐって―」（佐藤道子編『中世寺院と法会』法蔵館、一九九四年）を参照。学侶の実名比定は考証が半端になるため割愛した。性重は「興福寺三藏会出仕廻請」（春日大社文書、『鎌倉遺文』二六卷一九五七五号、永仁六年正月七日）に「前五師」とみえ、五師を前途とする成業クラスの人物である（林文子「法会にみる鎌倉後期の興福寺別会五師」『史論』四七、一九九四年）。なお、〔第十二紙裏〕のみ「奉」は同筆とみられる。

〔第十一紙裏〕 西南院実聡書状

西南院実聡は、大納言藤原（御子左）為氏の息。弘安七年より維摩会宣旨聴衆、正応三年に講師（四一歳）、正和二年に権別当（前権僧正）、正和四年に別当、嘉暦三年正月四日入寂（七九歳）。『興福寺別当次第』・『興福寺三綱補任』・『三会定一記』など。

* * *

以上の文書の背景には興福寺の訴訟があることをうかがえ、正応三年六月から翌四年正月のものとして矛盾はない。この間の経緯を簡単に踏まえておくと、以下のとおりである。まず神木動座の記録を引用する。

○『古今最要抄』六（春日大社所蔵本〔6170.65-4-165〕）「神木御入洛并御遷座事」

正応四年正月十七日御遷坐金堂前、〈学侶・衆徒沙汰〉吉田庄・伝教院領等事也、同十九日欲有御帰座之処、惣衆徒依当寺造営遅々之間抑留、即十九日進発泉大津、同二月廿三日御帰座、

○国立公文書館内閣文庫所蔵大乗院本『神木御動座度々大乱類聚』（尋尊筆）〔6112-6〕

正応四年（辛卯、）正月十七日遷座金堂前、十九日着木津、二月廿三

日帰座、

○大宮家文書「当社御遷座御進発・御入洛・御帰座代々日記」〔307165-16-2〕

正応四年正月十七日進発木津、二月廿三日御帰座、

〔第十四紙裏〕正応三年七月二十五日の廻請は翌日に勅使を迎えるところがあるが、『中臣祐春記』同年七月二十五日条に「亥剋、自衆徒以中綱有賢・琳禪被相触云、煙上以後、金堂造営事、已及十余年星霜之処、于今不終其功之条、寺門鬱望何事如之哉、（中略）云々」とあり、訴訟の内容は興福寺金堂再建の完成を要求するものであった。〔第十二紙裏〕〔第十三紙裏〕によると、寺僧たちは翌四年正月八日に上洛し、九日に殿下御所に列参すると決めたが、〔第八紙裏〕によると上洛は止められたようである。しかし調停は不調となり、十七日に金堂前への神木動座となった。この際の直接的な訴訟内容は吉田庄（大和国平群郡か）と伝教院（薬師寺）領に関わることで、以降は朝廷側の動きも『実躬卿記』に残る。『大日本古記録』第二冊に翻刻されており引用は省略し、かいつまんで流れをみると、十七日に僧綱の連参があり、十九日には「吉田庄并伝教院等事」については裁許を蒙ったが、なお神木は木津にあり、興福寺造営の遅滞について訴えているとのことであった。二十一日には、氏院弁の兼仲が木津に勅使として下つて要望を聞き、関白や造国司高階邦経を交えて対応を協議するが、除目・春日祭などの行事も延引した。翌二月十一日に造国司の更迭が決定され、二十三日によく帰座した。この間に兼仲の奔走している様子がうかがえるが、神木動座に至る以前の交渉の一部が紙背文書として残されたことになる。

（注）上野麻彩子・北村彰裕・黒田智・西尾知己「神木御動座度々大乱類聚」の翻刻と紹介」（『早稲田大学高等研究所紀要』三、二〇一一年）。

【翻刻】

〔第一〕(六紙裏) 越前国河口荘所当米算用状

河口御庄

注進 弘安陸年作田所当米惣勘文事

合任佰陸拾捌町漆拾歩

除田四百二十町八段二百七十歩

仏神田百十一丁三段三百歩

泉江代三町

桑原江代三町六段

片井守護神田五段百二十歩

他庄押領分十一町二百九十歩

榎崎九段百八十歩

袋細路二段

黒谷四町五段百八十歩

細呂宜・荒居并料田二段

小熊坂別所五町一段三百五十歩

能行五町二百七十歩

松沢与能行相論分百二十歩

本一色田十一町七段二十歩

別納分二百六十九町二百四十歩

残田七百四十七町一段百六十歩

新一色田六十二町六段二百五十歩

加賀国右本庄押領百二十歩

当不作田三町

見作田五十町六段百三十歩

残田五十八町六段百四十歩

損田十七町五段三十四歩

得田四十一町一段百六歩

分米四百九十三石五斗五升四合

本庄土呂岐・荒居十四町二段六十歩

当不作田九十歩

見作田十四町一段三百三十歩

損田五町三段三百歩

得田八町八段三十歩

分米百五石七斗

元当新田十四町四段百八十歩

当不作田一町三段三百五十歩

見作田十三町百九十歩

損田四町一段九十歩

得田八町九段百歩

分米四十四石六斗三升九合

古新田五町二段六十歩

損田一町五段三百三十八歩

(この間脱あり)

当不作田四十一町六段二百五十歩

見作田六百八町九段八十歩

除田三段二百五十歩 自石奉庄被勘取分

残田六百八町五段百九十歩

損田百九十町三段四十七歩

得田四百十八町二段百四十三歩

除田五十九町七段百八十歩

人給田十七町九段

段別石二斗代

段別石二斗代

段別五斗代

得田一町五段

分米十八石

荒涼田五段

当不作田一段

見作田四段

損田二段百二十步

得田一段二百四十步

分米二石

春吉百四十四町八段百三十步除能行与松沢相論分百二十
山荒居二丁七反二百四十、善崎二百六十

除田六十步右本庄押領之

残田百四十四町八段七十步

当不作田八町〇段〇步

(この間脱あり)

分米七百七十六石二斗七升六合八夕

并米千三百七十七石二斗五升四合八夕

都合〇四千八百二十九石七斗一升四合五夕除山荒居米定

御庄下用米三百八石九升一合

一石八斗 御米運上時神々上分米

五斗 正月政始料米

一石五斗 御倉祭料米

五十六石五斗 所々井料米

二百四十七石七斗九升一合加給米元壽原新田所当米分

定残米肆仟伍拾壹石陸十式斗参合伍夕

七百二十一石三斗八升三合三夕除加給米九石四斗五升定

七百二十七石六斗四升七合四夕除加給米三十七石七斗五合定

二百六十八石八斗五升四合

段別石二斗代

段別石二斗代

二千八百三石七斗三升八合八夕除加給米二百八石二斗六升〇合定 惣庄

右注進如件、

弘安陸年十一月 日 惣公文僧 (花押)

雜掌代僧 (花押)

〔第七紙裏〕藤原兼仲書状

行幸 朝家之重事、折節

嗷々沙汰、雖為衆徒争不存物宜候

哉、被停止蜂起之一筆不進請文、

如此之条、以外候、殊可有宥

御沙汰候哉、恐惶謹言、

十一月廿四日 左大弁兼仲(藤原)

〔第八紙裏〕近衛家基長者宣

御上洛衆徒抑留事、申入

候之処、忝可 奏聞之由、

長者宣候也、仍執啓如件、

正月十一日 左大弁兼仲(藤原)

〔第九紙裏〕興福寺学侶集会廻状

奉触

修学坊法印 一室法印

尊光院法印 福蘭院法印

中納言律師 按察律師

内大臣得業 按察得業

右被衆徒僉議僞、忠源法印依応

最勝講証義、抑留当寺講聽、令
処衆勘了、及如此沙汰之折節、為
当寺僧被在家之条、頗無便宜候哉、
念明日中可有下向、若無其儀者
可恨申之旨、依衆徒僉議、奉触之
状如件、

正応三年八月卅日 別会五師性重

〔第十紙裏〕藤原兼仲書状

衆徒僉議状給預候

了、念可披露候、条々

大略送被載、院宣候了、

可得御意候、恐惶謹言、

六月六日 左中弁兼仲藤原

〔第十一紙裏〕西南院実聡書状

自来十八日被始行八幡宮

寺御八講事、御齋会中

綱牒到来之間、無左右雖進

領状候、被衆徒僉議之上者、

早可辞申候、得此御意、

可令披露給候哉、恐々謹言、

正月十二日 実聡正応四年

〔第十二紙裏〕興福寺学侶集会廻請

奉唱 列参事

東門院法印

尊光院法印

了光房権少僧都奉

美濃権律師所勞

少納言得業奉

兵部卿奉

大納言奉

転経院法印奉

福蘭院法印奉

東北院権少僧都奉

源舜房前五師遍喜院

内大臣奉

教王院奉

二位奉

右依寺訴、来八日上洛、同九日已剋

被集会於法城寺、可有列参 殿御

所之由、依衆徒僉議、奉唱如件、

正応四年正月五日 別会五師性重

〔第十三紙裏〕興福寺学侶集会廻請

明後日七日、已剋、可被集会於觀

禅院堂由、依衆徒僉議、同所奉催也、

奉唱 列参事

薬師寺法印奉

内大臣法眼奉

賢定房擬得業奉

琳縁房五師奉

右依寺訴、来八日上洛、同九日已剋被

集会於法城寺、可有列参 殿御所之

由、依衆徒僉議、奉唱如件、

正応四年正月五日 別会五師性重

〔第十四紙裏〕興福寺学侶集会廻請

奉唱 集會事

阿弥陀院法印〔所勞〕 大安寺法印〔奉〕

聖教院法印 大納言權少僧都

松室權少僧都〔故障〕 加賀法眼〔奉〕

行觀坊擬講 大進擬得業

教願房得業 松禪房得業〔奉〕

慶觀房五師〔奉〕 蓮松房擬得業〔奉〕

延俊坊五師

右明日、〔廿六日巳刻〕上官僧綱以下悉可被

集會於西院、為被謁、勅使也、

依 政所仰、奉唱如件、

正応三年七月廿五日〔戌刻〕 別會五師性重

〔付記〕

本稿は、共同利用・共同研究拠点特定共同研究課題「春日大社所蔵『大東文書』の調査・撮影」に関連するものである。